

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 5 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21330073

研究課題名（和文）地方消費税の経済分析

研究課題名（英文）The Economics of Subnational VAT

研究代表者

持田 信樹（MOCHIDA NOBUKI）

東京大学大学院経済学研究科教授

研究者番号：20157829

研究成果の概要（和文）：

EU、カナダを初めとした仕向地原則の導入国では、実際の地方付加価値税の実施に伴って、後追いで Sub-national VAT の運用に関して原産地原則から仕向地原則へとその基本概念が変転し、仕向地原則に基づいた Sub-national VAT における付加価値税の政府間配分は議論の段階から運用すべき制度設計へと決着しつつある。付加価値税である以上、Sub-national VAT の課税標準は最終消費プラス非課税部門の控除できない仕入れ税額でなければならない、かつ地方政府の課税権、税率決定権、税務行政についても地方の裁量権を確保せねばならないと考えた。これらの点での理論的整合性と実現可能性に注目するとき、われわれは、カナダ方式が極めて理論と整合的であり、汎用性が高く、かつ軽減税率や免税を含む多くの政策に対応できる。地方消費税の地域産業連関表等によるカナダ税収配分方式が、我が国の税法と国民所得計算体系との双方知識によって可能である。

研究成果の概要（英文）：

When sub-national VAT was actually implemented in countries (such as the EU and Canada) based on the destination principle, the basic view on the application of sub-national VAT has shifted from the origin principle to the destination principle after the fact. Our view on this problem is that, since we are talking about a value-added tax, the tax base for sub-national VAT has to be the amount of final consumption plus the amount of input tax that cannot be deducted in tax-exempt categories. We also need to guarantee the right of local governments to levy tax, their right to decide tax rates, and their discretion over tax administration. When focusing on theoretical consistency and feasibility in these respects, many of our interviews produced the assertion that the Canadian model is extremely consistent with theory. Canadian model would be feasible in Japan.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	2,800,000	840,000	3,640,000
2010 年度	2,000,000	600,000	2,600,000
2011 年度	3,300,000	990,000	4,290,000
年度			
年度			
総計	8,100,000	2,430,000	10,530,000

研究分野：社会科学

研究費の分科・細目：経済学、財政学・金融論

キーワード：付加価値税、仕向地原則、協調売上税、マクロ税収配分方式

1. 研究開始当初の背景

1994年に創設され、1997年から実施された、我が国のSub-national VATである地方消費税は、既に地方の基幹税としての地位を確立し、今後ますますその役割を大きくすることが予想されている。それは、増加する社会保障費を中心とした地方の財政需要を満たすために地方によって期待される税源であり、地方税として安定的で普遍的な税目であり、地方の活性化をも促す、地方税として好ましい性質を有する税目でもある。しかし、好ましい性質を有する税目であるからといって、制度として実現可能かという問題は別である。特に、Sub-national VATには、マクリューア（McLure）が「ゴルディオスの結び目」と比喻した、原産地原則と仕向地原則の選択問題、税収の政府間割り当てに内在する難問が存在する。また、現行のSub-national VATである我が国の地方消費税の姿があるべき租税制度として高く評価されるかという別の問題もある。

2. 研究の目的

これらの問題について、Sub-National VATに関する世界での先端の知見を踏まえ、理論的あるいは運用上の視点から、Sub-national VATについてそのあり方、特に政府間割り当てを中心に検討を加え、整理することが本研究の目的である。それは、政府間割り当てに内在する難問への挑戦であり、また我が国の地方消費税へのあるべき姿の提示でもある。

3. 研究の方法

(1) 本研究の特徴の1つは、租税論のフロンティアで活躍している研究者との交流や現地での実態調査を通じて、世界の理論的・制度的な潮流に立脚していることである。研究は、世界の研究者へのヒヤリングと彼らとのディスカッションを通じて、世界の先端の知

見を探ることから始まった。

(2) 仕向地原則が実施可能であるからといって、付加価値税の政府間配分方法に関する選択については海外の学会においても論争が絶えない問題で、EU方式とカナダ方式が選択肢として検討されていた。われわれの研究では、仕向地原則に沿ったSub-national VATが選択されたとき、EU方式かカナダ方式のどちらの方式を選択するかを理論的・実証的に検討した。

(3) 上記の理論を踏まえ、現行地方消費税への租税論、地方税論からのあるべき具体的な姿の提言が、本研究の第3の特徴である。本研究では、マクロ税収配分方式を我が国の地方消費税に適用したとき都道府県に税収配分がいかになされるかというシミュレーションを行っている。

4. 研究成果

本研究の成果は、つぎの2つの著作に結実した。持田・堀場・望月『地方消費税の経済学』有斐閣、Mochida, Horiba and Mochizuki, *The Economics of Subnational VAT*(非売品)。これらの研究成果に対して、租税資料館賞(著作の部)を受賞することができた。研究成果の内容については次の3点をあげることができる。

(1) 第1に、世界各国の研究者からのヒヤリングを通じて、原産地原則と仕向地原則のそれぞれの功罪が理論的には指摘されてきたものの、むしろEU、カナダを初めとした仕向地原則の導入国では、実際の地方付加価値税の実施に伴って、後追いでSub-national VATの運用に関して原産地原則から仕向地原則へとその基本概念が変転し、仕向地原則に基づいたSub-national VATにおける付加価値税の政府間配分は議論の段階から運用

すべき制度設計へと決着しつつあることを突き詰めた。

そこではゼロ税率を初めとした軽減税率や政策的あるいは付加価値概念から生じる免税制度が、実際に長きに亘って実施されてきたことも判明した。仕向地原則による **Sub-national VAT** は、運用可能な租税制度であるばかりか、逆進性対策などの政策手段がその制度に内包できることを、これらの国での経験は示していた。難問への解決の道筋にたどり着いたのである。当時、我が国での **Sub-national VAT** についての議論は、原産地原則と仕向地原則の議論が混沌としていた時期であり、仕向地原則での軽減税率や免税の導入がまだ議論の俎上にも載ってなかったときである。

(2) 第2に、EU方式かカナダ方式かの問題に対し、付加価値税である以上、**Sub-national VAT** の課税標準は最終消費プラス非課税部門の控除できない仕入れ税額でなければならず、かつ地方政府の課税権、税率決定権、税務行政についても地方の裁量権を確保せねばならないと考えた。これらの点での理論的整合性と実現可能性に注目するとき、われわれは、カナダ方式が極めて理論と整合的であり、汎用性が高く、かつ軽減税率や免税を含む多くの政策に対応できることを可能とする方式であることが多くのヒヤリングによって判明した。また、カナダ方式は課税権を確保するに十分な制度であることが確認できたのである。必然、われわれの興味を中心はカナダ方式の精算方式を含む実務に関する詳細かつ徹底的な検討へと移っていった。

われわれはカナダ方式を「マクロ税収配分方式」と呼んでいる。徴税と税収配分は全く異なるシステムで運用され、徴税は原産地原則によってなされ、地方政府への政府間配分

は、税法と国民経済計算体系と地域産業連関表というマクロ統計との連関性によってなされている。それは、難問である政府間配分がこれらの統計と付加価値税制との対応関係によって柔軟に変更可能であるという特徴を有する。すなわち、税制や税法の変更はマクロ統計の扱いによって極めて簡単に対応が可能となり、実際に徴税をしている事業者には、精算に関して何ら負担が生じないこととなる。

(3) 第3に、カナダ方式の詳細な検討は、本研究が理論と実証の間を関連づけ、理論を土台とした実施可能な制度設計をなすこと、我が国の現行地方消費税のあるべき姿を探ることへと研究を進めていった。実は、1994年に導入された地方消費税はカナダ方式の簡便形であり、カナダ方式と極めて親和性が高く、我が国の地方消費税のあり方に指針を与えるばかりか、理論に基づいたわずかな改革によってカナダ方式が有する全てのことが可能となる。軽減税率も免税をも地方の課税権を確保しつつ実施可能である。上記の理論を踏まえ、現行地方消費税への租税論、地方税論からのあるべき具体的な姿の提言が、本研究の次なる特徴である。本研究では、最終章として、マクロ税収配分方式を我が国の地方消費税に適用したとき都道府県に税収配分がいかになされるかというシミュレーションを行っている。それは、地方消費税の地域産業連関表等によるカナダ税収配分方式が、我が国の税法と国民所得計算体系との双方知識によって可能であることの証左である。このシミュレーションは、あるべき **Sub-national VAT** の姿と現行制度との比較をする意味もあるが、公開されている国民経済計算体系と地域産業連関表、地方税法によって、簡便形とはいえ若干の作業によって都道府県での政府間税収配分が可能となるこ

とを意味している。それは、カナダ方式が我が国で実施可能であることを示している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 8 件)

堀場勇夫、望月正光、宮原勝一、地方消費税の税収配分方式に関する実証研究—パネルデータ分析を用いた検証—、青山経済論集、査読無、第 63 巻 201141-57

望月正光、付加価値税における政府部門課税について、経済学雑誌、査読無、112 巻 3 号、2011、1-14

堀場勇夫、マクロ税収配分方式と地方消費税の清算、地方財政、査読無、50 巻 6 号、2011、4-29

持田信樹、消費税改革の方向性—地方消費税の現状とあり方、税経通信、査読無、66 巻 5 号、2011、2-8

持田信樹、地方消費税の地方税化は可能なのか、地方財政、査読無、50 巻 12 号、4-13

堀場勇夫・望月正光、地方消費税のマクロ税収配分：産業連関表によるシュミレーション、経済系、査読有、第 244 集、2010、27-44.

望月正光・堀場勇夫、カナダの協調売上税とマクロ税収配分、青山経済論集、査読無、61 巻 1 号、23-51

持田信樹、付加価値税の政府間配分と地方消費税、財政と公共政策、31 巻 2 号、2009、34-45

[学会発表] (計 3 件)

望月正光、堀場勇夫、付加価値税における政府部門課税について、日本財政学会、2011 年 10 月 23 日、成城大学

望月正光・堀場勇夫、地方消費税のマクロ税収配分：産業連関表による推計、日本財政学会、2010 年 10 月 24 日、滋賀大学

望月正光・堀場勇夫、産業連関表に基づく地方消費税のマクロ算定方式：産業連関表の活用、日本財政学会、2009 年 10 月 18 日、明治学院大学

[図書] (計 3 件)

Mochida,Horiba,Mochizuki,The Economics

of Subnational VAT,(持田・堀場・望月[2010]の英訳版)、冊子体

堀場勇夫、地方財務協会、都道府県・市町村職員のための新しい地方財政論と制度—公共経済学からのアプローチ、2012,122 頁

持田信樹・堀場勇夫・望月正光『地方消費税の経済学』有斐閣、2010

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

持田 信樹 (MOCHIDA NOBUKI)
東京大学経済学研究科教授
研究者番号：20157829

(2) 研究分担者

堀場 勇夫 (HORIBA ISAO)
青山学院大学経済学部教授
研究者番号：70173648

望月 正光 (MOCHIZUKI MASAMISTU)

関東学院大学教授
研究者番号：40190962

(3) 連携研究者

()

研究者番号：